第1節 女性

- ○我が国では、男女共同参画社会の実現を21世紀における国の最重要課題とし、 男女が互いにその人権を尊重し、その個性と能力を十分に発揮できる社会の 実現のため、平成11(1999)年6月に「男女共同参画社会基本法」が施行 されました。平成27(2015)年には、女性の活躍推進の取組を着実に前進 させるため、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が施行され、 女性の活躍推進に向けた数値目標を盛り込んだ行動計画の策定・公表や、 女性の職業生活における活躍に関する情報の公表が事業主に義務付けられ ました。
- ○また、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」や「ストーカー行為等の規制等に関する法律」により、被害者の保護が強化され、令和6(2024)年4月には、人権が尊重され、女性が安心し、自立して暮らせる社会の実現のため「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行されました。
- ○しかし、令和6 (2024) 年度に実施した男女共同参画社会の実現に向けての 県民意識調査によると、社会全体での男女の平等意識について、男性優遇と 感じる人の割合は69.8%で、依然として約7割と高くなっています。
- ○男女が、固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)にとらわれることなく互いに協力し、支え合い、仕事と生活の調和がとれ、生涯を通じて充実した生活を送ることができるよう、多様な価値観やライフスタイルに対応しつつ、男性も女性も個性と能力を発揮し、社会のあらゆる分野に主体的に参画し、共に活躍できる環境をつくることが重要です。
- ○また、前述の調査によると、「ドメスティック・バイオレンス (以下、「DV」という。)が人権侵害である」と認識する人の割合は、84.6%と高まっています。暴力は、身体への暴力ばかりではなく、精神的、性的な暴力など、様々な形で社会に存在しています。
 - DV根絶に向けた教育・啓発を行っていくことや、DV被害者の保護と生活 再建支援などに重点的に取り組んでいくことが必要です。さらに、交際相手 からの暴力、いわゆる「デートDV」についても、深刻な被害が報告されて いることから、DVの加害者にも被害者にもならないように、若者を対象 とした予防教育を行うなどの取組も重要です。

社会のあらゆる分野で男女が互いにその人権を尊重しつつ、共に責任も 分かち合い、性別に関わりなくその個性と能力を十分に発揮し、活躍できる 社会の実現を目指します。

(1) 広報・啓発の推進

地域に根ざした男女共同参画を推進するため、千葉県男女共同参画センターを 核として千葉県男女共同参画地域推進員等の充実を図り、広報・啓発活動を 推進します。

また、困難な問題を抱える女性を支援するため、女性相談・DV相談カードの作成配付や街頭キャンペーン等、様々な方法で継続的に広報を実施し、相談窓口の周知を図るとともに、県民への啓発を図ります。

(2) 教育・学習の充実

家庭、学校、地域、職場など社会のあらゆる場において男女共同参画に関する 教育・啓発を推進します。

また、高校生等を対象とした若者のためのDV予防セミナーを開催するとともに、教職員等を対象に、困難な問題を抱える女性に対し適切な支援ができるよう、女性支援・児童虐待対応研修を行います。

(3) 相談体制の充実

女性及び男性の総合相談窓口として、千葉県男女共同参画センターにおいて、電話相談を中心とした一般相談及びカウンセリング等の専門相談を実施します。 また、困難な問題を抱える女性に対する支援の推進を図るために、女性 サポートセンターをはじめとする配偶者暴力相談支援センターや市町村窓口 などの相談体制を充実させ、関係機関と連携していきます。

(4) 男女共同参画の促進

男女共同参画社会を促進するために、あらゆる分野において男女の意見を 反映する必要があります。そこで、女性が持てる能力を十分発揮できるよう 支援し、政策・方針決定過程への参画を促進します。

また、市町村・県民・民間団体等との連携・協働により、あらゆる分野や 地域で、男女共同参画社会づくりを進めていきます。

さらに、女性の活躍を推進するためのシンポジウムや、女性の起業・就業の ための講座等を開催するほか、家庭との両立や経営ノウハウの取得が課題と なっている女性経営者等が多いことから、経営相談の実施等の支援を行います。

(5) ワーク・ライフ・バランスの取組の推進

あらゆる分野で男女が共に活躍できる環境を整備するため、ワーク・ライフ・ バランスの実現に向けた働き方改革の取組を推進します。

また、長時間労働の是正や多様で柔軟な働き方を推進するため、働き方 改革やテレワークの推進に取り組む企業にアドバイザーを派遣するとともに、 経営者の意識改革を促すセミナーの開催等により、企業の働き方改革の取組を 支援します。

(6) 困難な問題を抱える女性への支援

困難な問題を抱える女性が安心して安全・平穏な生活を送ることができるよう、市町村窓口や関係機関において相談等に応じるとともに、被害者の支援を推進します。

また、女性サポートセンターにおいて、多様なケースに応じた一時保護を するため、関係機関と連携して、きめ細やかな対応を図ります。

第2節 こども

~こどもとは~

「こども」とは、こども基本法において心身の発達の過程にある者とされています。この基本指針では、年齢に関わらず、おとなとして円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの成長の過程にある者としています。

- ○我が国では、こどもの人権や自由を尊重し、こどもの生存・発達・保護・参加などに関わる様々な権利を促進することを目指した「児童の権利に関する条約」を平成6 (1994) 年に批准しました。また、増加する児童虐待防止のため、平成12 (2000) 年には「児童虐待の防止等に関する法律」が施行され、児童の権利擁護や児童相談所の体制強化等の様々な措置が行われています。令和5 (2023) 年には、常にこどもの視点に立ち、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に実施していくための包括的な基本法として、「こども基本法」が施行されました。
- ○県では、全てのこどもが虐待から守られ、幸せを実感しながら成長できる 千葉県を目指すため、平成29 (2017) 年に、「千葉県子どもを虐待から守る 条例」を制定し、「千葉県こどもを虐待から守る基本計画」を策定するとともに、 必要な体制を整備しています。しかし、本県の児童相談所における令和5 (2023) 年度の児童虐待対応件数は、9,329件とここ数年ほぼ横ばいで推移 しています。

- ○また、青少年の健全な育成のため必要な環境の整備をし、青少年の健全な育成を阻害するおそれのある行為を防止するため、昭和39(1964)年に「千葉県青少年健全育成条例」を制定し、状況に合わせた見直しを行いながら青少年を有害な環境及び行為から保護することに努めています。平成22(2010)年には「子ども・若者育成支援推進法」が施行されたことに伴い、こども・若者育成支援施策の総合的推進と、社会生活を営む上で困難を抱えるこども・若者の支援体制整備を進めています。
- ○さらに、平成25 (2013) 年9月には「いじめ防止対策推進法」が施行され、 千葉県でも平成26 (2014) 年3月に「千葉県いじめ防止対策推進条例」を 制定し、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめの対処を行う等の対策 を推進しています。しかし、県内にある国公私立の全校を対象とした調査で は、令和5 (2023) 年度に認知したいじめ件数は5万5,272件あり、全国 で3番目に多くなっています。
- ○平成26 (2014) 年1月には「子どもの貧困対策の推進に関する法律」(令和6年6月に改正法が成立し、法律の題名が「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に改正)が施行され、こどもの貧困対策を総合的に推進しているところです。しかしながら、令和3 (2021) 年の我が国の「こどもの貧困率」は11.5%と、依然高い水準にあり、9人に1人のこどもが経済的に困難な状況にあることから、更なる取組の推進が必要です。
- ○こどもの人権をめぐる問題は、児童虐待及びいじめ・暴力行為等の増加、少年 非行などの問題行動、体罰、危険ドラッグ等の薬物乱用の低年齢化、児童 買春・児童ポルノ等の性の商品化など、複雑化・深刻化しており、更なる対策 が必要とされています。
- ○そのため、こどもの最善の利益を第一に考え、こどもを権利の主体として 認識し、こどもの視点を尊重しつつ、その意見を聴き、対話しながら、共に 進めていくことが必要です。さらに、誰一人取り残さず、ライフステージに 応じて切れ目なく支援することでこどもが身体的・精神的・社会的に幸福な 生活を送ることができる「こどもまんなか社会」を実現していくことが必要 です。

次代の社会を担う全てのこどもが、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指します。

(1) 広報・啓発の推進

こどもが基本的人権の享有主体として最大限尊重される社会を目指して、 人権尊重思想の普及を図るため啓発を実施します。

(2) 教育・学習の充実

全てのこどもが適切な家庭教育を受けることができるよう、保護者の学びや育ちを支援するとともに、家庭教育を地域で支援できる体制づくりを進めます。また、生命の大切さや他の人への思いやりなど、こどもたちの豊かな人間性を培うため、学校における道徳教育等を推進し、様々な体験活動を通して道徳性を高めるなど、学校教育等の充実を図ります。

(3) 相談体制の充実

こどもの抱える様々な悩みについて相談を受け、必要な情報を提供し、 適切な専門支援機関を案内する総合相談窓口や、保護者の孤立を防止し、 悩みを共有できる相談窓口の充実を図ります。

(4) 青少年の健全育成・こどもの育成支援

千葉県青少年健全育成条例に基づき、書店・携帯電話等販売店・インターネットカフェ等関係店舗への立入調査の実施や、有害図書等の指定などにより、こどもにとって良好な環境の整備に努めます。

また、「子ども・若者育成支援推進法」に基づき、民間団体や国などの関係機関との連携を図るため平成24(2012)年に設置した「千葉県子ども・若者支援協議会」において、現状・課題を共有するとともに、人材育成支援に努めます。

さらに、「千葉県子ども・若者総合相談センター (ライトハウスちば)」に おいて相談を受け付け、適切な相談先につなぐなど、社会生活を営む上で 困難を抱えるこどもを積極的に支援します。

(5) いじめ防止のための取組の推進

こどもがいじめに関する問題を考え、互いに良好な関係を築くことができるよう、いじめ防止の取組を充実させ推進します。

いじめの早期発見、早期対応のための組織的な対応、教育相談体制の充実、 外部機関との連携強化に向けた取組を推進します。

また、情報モラル教育について、こどもの発達段階に応じた指導の充実を図るとともに、ネットパトロール等により、インターネットによるいじめからこどもを守るための取組を推進します。

(6) 虐待防止のための取組の推進

児童虐待の未然防止に取り組むとともに、早期発見・早期対応から虐待を 受けたこどもの自立に至るまで切れ目のない支援を行います。

また、児童相談所の機能強化や市町村のこども家庭センターの体制整備等

を進めるとともに、秋のこどもまんなか月間である11月を中心に、児童 虐待防止に向けた啓発活動「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」 を実施するなど、社会全体で虐待を生みださない環境づくりを推進します。

(7) 社会的養護を必要とするこどもへの支援

虐待等の様々な理由により、家庭で適切な養育を受けられず、児童養護施設や里親等の社会的養護を必要とするこどもに対しては、家庭養育優先原則とパーマネンシー保障に基づくケースマネジメントの在り方に留意し、こどもの意見表明の機会を保障するとともに、その意見・意向を尊重し、最善の利益を第一に考えた支援を推進します。

また、施設職員等による被措置児童等虐待防止のため、施設職員等に対してこどもの権利擁護や虐待への対応等に関する研修を行うとともに、里親や施設で生活するこどもに対して、「千葉県子どもの権利ノート」を活用してこどもの権利をわかりやすく説明するなどの取組を行います。

(8) 犯罪被害防止のための取組の推進

犯罪や事故からこどもを守るための取組を推進するとともに、進展する情報化社会の中で、インターネットのトラブルからこどもを守るための取組を推進します。また、こどもが適切な判断と行動できる力を身に付け、事故や犯罪等に巻き込まれないようにするための教育の充実を図ります。

(9) 貧困対策の推進

貧困により、こどもが適切な養育及び教育並びに医療を受けられない、 多様な体験の機会を得られない等、こどもがその権利利益を害されたり、 社会から孤立することのないよう、また、生まれ育った環境によってこども の将来が左右されることのないよう、教育の支援、生活の安定に資するための 支援、保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、経済的 支援等の施策を推進します。

第3節 高齢者

現状と課題

○千葉県の高齢化は急速に進んでおり、令和22(2040)年を見通すと、県民の約35%が65歳以上となり、75歳以上の高齢者が都市部を中心に大幅に増加することが見込まれています。また、生産年齢人口の減少が加速する一方で、高齢者人口がピークを迎え、85歳以上人口が急増し、医療・介護の複合的ニーズを有するなど、様々なニーズのある高齢者が増加することが見込まれています。

- ○こうした状況の中、高齢者に対する虐待件数は高止まりの状態であり、深刻な状況にあります。高齢者への虐待は、身体的虐待、心理的虐待、介護・世話の放棄・放任、経済的虐待、性的虐待があり、高齢者を養護する者や養介護施設従事者等による高齢者に対する人権侵害が大きな社会問題となっています。
- ○また、高齢者が「電話 de 詐欺」などの犯罪の被害者となる割合が高い状況に あることから、犯罪に巻き込まれない社会づくりに向け、地域の防犯力向上 や犯罪の起こりにくい環境づくりなど、官民一体となった取組が重要です。
- ○高齢者の就業その他の多様な社会的活動は、豊かな地域づくりにつながる だけでなく、介護や認知症の予防、高齢者自身にとって生きがいを創出できる など、良い影響をもたらすことから、積極的に推進することが求められます。
- 〇そこで千葉県では、令和6 (2024) 年3月に「千葉県高齢者保健福祉計画」を 策定し、「高齢者が個性豊かに生き生きと、安心して暮らし続けられる地域 社会の実現」を基本理念に掲げ、各施策に取り組んでいます。

地域における日常的なつながりや支え合いにより、高齢者が住み慣れた ところで、孤立することなく、生きがいを持ち、安心して暮らし続けられる社会 の実現を目指します。

(1) 広報・啓発の推進

高齢者が孤立することのないよう、孤立化防止のシンポジウムの開催等による周知・啓発、民間事業者との協定締結等のほか、小売事業者や自治会等の幅広い関係団体で構成されるネットワーク会議を通じ、地域の支え合い活動を広める「ちばSSK(しない、させない、孤立化!)プロジェクト」の普及啓発を推進します。

(2) 教育・学習の充実

地域の高齢者等との交流や関係福祉施設への訪問等を通じ、次代を担うこどもに対し、地域と連携した福祉教育を推進します。

また、認知症を正しく理解し、地域や職域で見守り、手助けする認知症 サポーターを養成します。

(3) 相談体制の充実

高齢者に係る相談支援、権利擁護等が円滑に進むよう、市町村が設置する 地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行う地域 包括支援センターの一層の充実・強化を図ります。

(4) 介護サービスの質の確保・向上

市町村と連携し、介護保険施設や指定居宅サービス事業者などに対して 集団指導や実地指導などを行います。

また、低所得者など生活に困窮している人が適切に介護サービスを利用できるよう支援します。

(5) 虐待防止のための取組の推進

高齢者虐待事案に迅速かつ適切に対応できるよう、市町村や地域包括支援 センター職員、介護サービス事業所職員等に広く虐待防止の理解を深めると ともに、虐待対応技術の向上を図るために研修会を開催します。

また、高齢者虐待の防止や早期発見・早期対応のため、高齢者虐待防止 ネットワークの未設置市町村に対して早期設置を働きかけ、被害者・加害者 を出さない地域社会づくりを推進します。

高齢者福祉施設においても、介護実務者及びその指導的立場にある者に対し、身体拘束廃止及び虐待防止に関する研修を行い、高齢者の権利擁護を推進する人材を養成します。

(6) 犯罪被害防止のための取組の推進

高齢者が安全で安心して暮らせる社会を実現するために、犯罪発生情報や防犯対策に係る知識の普及を図るとともに、防犯講話等を通じて、高齢者が被害者となりやすい犯罪に対する防犯知識の普及啓発を推進します。

また、「電話 de 詐欺」などの犯罪被害防止を図ります。

(7) 権利擁護の推進

高齢者が住み慣れた地域で尊厳を保ちながら穏やかな生活を送れるよう、 市民後見人等の担い手の育成、活躍支援など、成年後見制度の体制整備を 推進します。

(8) 生活支援の促進

高齢者が地域で当たり前の暮らしを送れるよう支援するために、市町村が 地域支援事業の中で取り組む生活支援体制整備において、生活支援サービス の充実・強化や担い手の育成等を行う生活支援コーディネーターを養成する など、高齢者のそれぞれの状況に応じた柔軟なサービスの取組を促進します。

(9) 互いに見守り支え合う安全・安心な地域づくりの促進

支援が必要な高齢者や認知症の人が、地域で自分らしく暮らし続けることができるよう、それぞれの地域の実情に応じた多様な仕組みで重層的に支え合い、見守るためのネットワークの整備を促進します。

また、こどもから高齢者まで県民一人ひとりが、地域において声掛けや 見守りなどの支え合い活動を実践するきっかけづくりに取り組みます。

高齢者が安全・安心な日常生活を送り、社会参加できるよう、住まい、公共 交通機関から街中までの連続したバリアフリー環境の確保や交通安全環境の 整備及び防犯にも配慮した地域整備を促進します。

(10) 社会参加・生きがいづくりを支援する環境整備の促進

高齢者が就業や地域社会での役割を通じて生きがいを持ち、意欲や能力に 応じて活躍できるよう、老人クラブの活性化等の支援や生涯大学校の運営等 により、生きがいづくりや地域活動の担い手・地域リーダーとなる高齢者の 育成を促進します。

また、高齢者を含む多様な世代を対象に、学び直し・生涯学習を推進します。

第4節 障害のある人

- ○我が国では、「障害者基本法」や「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」 (以下、「障害者差別解消法」という。)等、様々な法制度等の整備が行われ、 障害者の権利及び尊厳の尊重を促進し、保護すること等を目的とする「障害者の 権利に関する条約」を平成26 (2014)年に批准し、障害者の権利の実現に 向けた取組を一層強化するための歩みを進めています。
- ○千葉県では、全ての県民のために、差別のない地域社会の実現と、一人ひとりの違いを認め合い、かけがえのない人生を尊重し合う千葉県づくりを目指し、平成18(2006)年に「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」(以下、「障害者条例」という。)を全国で初めて制定しました。
- 〇しかし、障害者条例の施行から15年以上が経過した現在でも、障害を理由 とした差別と思われる事案が多く発生しています。
- ○障害を理由とした差別の多くが障害のある人に対する誤解、偏見その他の理解の不足から生じていることから、引き続き、障害のある人への理解を広げ、障害のある人への差別をなくすための周知・啓発が求められています。

障害のある人もない人も、誰もが、互いの立場を尊重し合い、支え合いながら、 安心して暮らし、個性と能力を発揮して活躍できる社会の実現を目指します。

(1) 広報・啓発の推進

身近な相談役である地域相談員や相談活動を総括する広域専門指導員による地域に根差した周知・啓発活動や、各種広報媒体の使用などを通じて、障害のある人への理解の促進及び障害のある人に対する差別の解消に努めるとともに、障害者条例や障害者差別解消法の周知・啓発を推進します。

(2) 教育・学習の充実

こどもの頃から障害のある・なしにかかわらず活動を共にすることは、同じ社会に生きる人間として、お互いを正しく理解し、共に助け合い、支え合って生きていくことの大切さを学ぶ重要な機会であることから、障害のある人との交流等の多様な体験活動を実施するなど、こどもの理解と関心を高め、思いやりの心やノーマライゼーションの醸成に努めます。

また、障害のあるこどもに対する教育の充実のため、一人ひとりの障害特性と教育的ニーズに応じて決定される合理的配慮と、その合理的配慮を実現していくための基礎となる教育環境の充実を図ります。

(3) 相談体制の充実

障害のある人への差別に関わる様々な問題について、地域相談員や広域専門 指導員が、第三者的な立場で当事者の間に入って知恵を絞り、差別事案の解決 を図ります。

また、相談支援体制の整備を図るため、市町村における自立支援協議会などに対して、相談支援アドバイザーを派遣し、相談支援活動の充実を図ります。 さらに、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」の サービス等利用計画を作成する相談支援事業者の質の向上を目指し、各種の 研修を行います。

(4) 虐待防止のための取組の推進

障害のある人に対する虐待は、障害者の尊厳を害するものであり、障害のある人の自立及び社会参加にとって虐待を防止することが極めて重要であることから、虐待の防止、早期発見、虐待を受けた障害のある人に対する保護や自立の支援、養護者に対する支援などを市町村や関係機関と連携して行います。

また、市町村や障害者支援施設などへ虐待防止アドバイザーを派遣し、権利擁護に係る体制の整備を図ります。

さらに、精神科病院の業務従事者による障害者虐待に係る通報窓口を設置し、

虐待通報や相談等に対応するとともに、精神科病院内の研修の実施や相談体制の整備を図ります。

(5) 権利擁護の推進

障害者支援施設等における虐待防止のための研修の実施を支援するとともに、 障害のある人を雇用する事業主等を対象に虐待防止・権利擁護に関する研修を 実施します。

また、障害のある人に対して適切な合理的配慮がなされるよう、県職員に対する研修を実施するほか、学校や民間事業者等に対して障害のある人への理解を広げ、障害のある人への差別をなくすための周知・啓発活動を行います。 成年後見制度について、必要とする人が制度を利用できるよう、市町村が

行う地域連携ネットワークづくりに対して、専門職の派遣などの支援を行います。

(6) 障害のあるこども一人ひとりに合わせた教育の充実

障害のあるこどもの自立や社会参加に向けて、乳幼児期から学校卒業までの ライフステージに応じて、一人ひとりの教育的ニーズに基づいた適切な支援と 教育環境の充実とともに、関係機関とのネットワークの構築を図ります。

(7) 就労支援の推進

一人でも多くの障害のある人が企業等で継続的に一般就労し、経済的に自立できるよう、障害のある人の職業能力開発や新たな就労先の開拓、個々の職場定着支援などの施策を一層推進します。

(8) バリアフリーの推進

障害程度が重い人でもできる限り地域で生活できるよう、駅等の公共交通機関から街中までの連続したバリアフリー環境の確保や交通安全環境の整備及び防犯にも配慮した地域整備を促進します。

また、手話通訳者や点訳・朗読奉仕員などの人材を養成し、障害のある人の情報コミュニケーションを支援するとともに、情報バリアフリーの推進に取り組みます。

さらに、障害者条例による各種施策の展開や、障害のある人への理解を広げる ための周知・啓発活動を行うことにより、心のバリアフリーを一層浸透させて いきます。

(9) 一人ひとりに着目した支援の充実

発達障害、高次脳機能障害のある人など、地域の支援施設等のみでは支援が 困難な人に対する専門的支援拠点を設置して支援の拡充を図るとともに、より 地域に密着した支援ができるよう、支援者の育成や地域連携の強化に取り組み ます。

第5節 被差別部落出身者

現状と課題

- ○部落差別(同和問題)は、日本社会の歴史的過程で形作られた身分差別により、 日本国民の一部の人々が、被差別部落(同和地区)に生まれた、又は、住んで いるという、ただそれだけの理由で長い間、経済的、社会的、文化的に低い 状態に置かれることを強いられてきた、我が国固有の人権問題です。
- ○長期にわたる同和対策事業により、様々な面で存在した生活環境などの格差は 大幅に改善されましたが、結婚や就職など日常生活の上で差別を受けたりして いるほか、インターネット上の差別的表現の書き込みなどの事案は依然として 存在しています。
- ○平成28 (2016)年には、依然として部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、部落差別は許されないものであるとの認識の下に、部落差別のない社会を実現することを目的として、「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されました。同法により、国及び地方公共団体は、「全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものである」との理念にのっとり、部落差別の解消のための施策を講ずることが定められました。
- ○また、同和問題を口実に、会社・個人や行政機関などに高額な図書の購入など の不当な要求を行う「えせ同和行為」も、依然として発生しています。えせ 同和行為は、「同和問題は怖い問題である」という間違った認識を植え付け、 同和問題の解決を阻む大きな要因となっています。

施策の方向性

同和問題に対する正しい理解と認識を深めることにより、依然として存在している被差別部落出身者への偏見や差別の解消を図ります。

また、同和問題の解決を困難にしているえせ同和行為については、関係機関と 連携し、その排除に努めます。

(1) 広報・啓発の推進

同和問題に対する正しい理解と認識を深めることにより、依然として存在 している被差別部落出身者への偏見や差別を解消し、新たな偏見や差別を生む ことがないよう資料配布や講演会などの広報・啓発活動を実施します。

(2) 教育・学習の充実

部落差別をはじめとした人権問題に係る教育的課題の解決を図るため、これらに関する相談に応じ、必要な助言等を行うとともに、人権教育に関する理解及び認識を深めるための啓発活動を実施することにより、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができる人権教育を推進します。

(3) 相談体制の充実

被差別部落出身者の日常生活上の相談やインターネット上での差別的表現の書き込みについての相談などに応じるほか、専門機関の紹介や弁護士相談の案内等を行います。

(4) インターネット上の人権侵害の防止

インターネット上で特定の地域を同和地区であると指摘するなどの事案を 覚知した場合には、市町村や千葉地方法務局と連携し、掲載内容の削除依頼を プロバイダ等に要請するなど、インターネット上の人権侵害の防止に努めます。

(5) 学習支援の推進

学校教育においては、家庭や地域社会と一体となって被差別部落出身者の 進学意欲と学力の向上を促進します。

(6) えせ同和行為の排除

えせ同和行為に対しては、関係機関と連携し、不当な要求には断固として 拒否し、違法行為については、法的な措置を取るなど毅然とした態度をとる よう助言していきます。

第6節 外国人

- ○県内には、20万人を超える外国人が住んでいますが、言語、宗教、習慣等の違いから、在住外国人が地域社会から孤立してしまう、あるいは特定の民族や国籍の人々を、合理的な理由なく、一律に排除・排斥することを扇動する差別的言動、いわゆるヘイトスピーチが行われるといった社会問題が生じています。
- ○ヘイトスピーチに関する社会的関心の高まりを受け、平成28 (2016) 年6月 に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」が施行されましたが、ヘイトスピーチは今もなお解消されていません。
- ○こうした状況を解消し、活力ある地域社会を維持していく上で、多文化共生は 重要な理念であり、お互いの人権、文化、生活習慣を理解し尊重するための

意識啓発を図る必要があります。

○また、県内在住の外国人が、地域社会の一員として暮らし働くことのできるよう、 医療・福祉、教育、防災、防犯・交通安全、住宅など生活に密着した分野での 多言語による情報提供・相談体制等を充実させることや外国人県民の社会参加 のための環境づくりが必要です。

施策の方向性

外国人の持つ文化、宗教、生活習慣等における多様性に対し理解を深め、これ を尊重し、偏見や差別のない多文化共生社会の実現を目指します。

(1) 広報・啓発の推進

千葉県国際交流センターをはじめとする国際交流・協力団体との連携・協力により、県民の異文化理解を深めるためのセミナーや青少年向け国際理解プログラムを実施するほか、県内在住の外国人に関する人権意識の啓発のため、人権啓発活動などの取組を推進します。

(2) 教育・学習の充実

学校においては、国際化の著しい進展を踏まえ、学校教育活動全体を通じて、 広い視野を持ち、異文化を尊重する態度や異なる習慣・文化を持った人々と 共に生きていく態度を育成するための教育を充実させます。また、全ての外国人 のこどもに対して、日本語の指導をはじめ、適切な支援を行います。

(3) 相談体制の充実

県内在住の外国人が安全で安心な暮らしができるよう、多言語に対応した 相談窓口を設置します。また、弁護士や行政書士による専門相談を実施します。

(4) 情報提供の充実

個性と能力を発揮できる暮らしやすい環境を整備し、外国人が公的サービス等を利用しやすくなるよう、教育、住宅、医療、就労、防災、防犯など様々な分野で多言語や「やさしい日本語」での情報提供、支援を行います。

(5) 社会参加の促進

市町村や千葉県国際交流センター、市町村国際交流協会と連携しながら、 地域行事や文化活動、清掃活動等の地域づくり活動、さらには防災活動等の 共助活動への県内在住の外国人の参加を促進します。

また、県内在住の外国人の多様な視点を県施策に活用するなど、活躍の場を創出します。

第7節 性的マイノリティ

~性的マイノリティとは~

「性的マイノリティ」とは、「様々な性の在り方のうち生まれたときに割り当てられた性別と性自認(ジェンダーアイデンティティ)*1が一致し、性的指向(セクシャルオリエンテーション)*2が異性に向いている人」以外の人を表す言葉で、LGBTQ(レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダー、クエスチョニングなどの多様なセクシュアリティ)と表現されることもあります。

- *1 自身の性別について、ある程度一貫性を持った認識
- *2 恋愛感情又は性的感情の対象となる性別の指向

現状と課題

- ○令和2 (2020) 年6月に「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定 及び職業生活の充実等に関する法律」に基づき定められた「パワーハラス メント防止のための指針」において、労働者の性的指向・性自認等の機微な 個人情報について、当該労働者の了解を得ずに他の労働者に暴露する、 いわゆる「アウティング」が職場におけるパワーハラスメントに該当する例 とされました。
- ○また、令和5 (2023) 年6月に、性的指向及びジェンダーアイデンティティの 多様性に関する国民の理解が必ずしも十分でないことから、「性的指向及び ジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する 法律」が施行されました。
- ○しかしながら、性的マイノリティの人々は、社会の中で偏見の目にさらされ、 昇進を妨げられたり、学校生活でいじめられたりするなど、差別や暴力により、 苦しんでいます。
- ○令和5 (2023) 年に国立社会保障・人口問題研究所や法政大学らの研究チームが実施した「家族と性と多様性にかんする全国アンケート」の調査結果では、トランスジェンダーの回答者のうち84.4%の人が、また、同性愛者・両性愛者の回答者のうち81.6%の人が、それぞれ小学校から高校時代に友人や同級生から「不快な冗談・からかいを受けた」と回答しており、また、大人になってからも高い割合で同様の経験があったと回答しています。
- ○性の在り方は多様であり、現実の社会には様々な人が混在して生活しています。
- ○そのため、性的指向や性自認を理由とする不当な差別はあってはならないもの であるとの認識の下に、相互に人格と個性を尊重し、誰もが生きやすく暮らし やすい環境を整えていくことが重要です。

施策の方向性

全ての人々が様々な違いを理解し、尊重し合うことで、偏見や差別がなく、 誰もが安心して暮らしながらその人らしく活躍できる社会の実現を目指します。

(1) 広報・啓発の推進

性的マイノリティに対する理解が深まり、偏見や差別がなくなるよう、性的マイノリティの人権に係る講演会の開催や啓発資料の配布等により、県民や企業等への啓発を実施します。

(2) 教育・学習の充実

企業や学校等が主催する性的マイノリティの人権をテーマとする講演会や研修会への講師派遣や性的マイノリティの人権をテーマとしたDVDの貸出しを行い、教育・啓発を充実させます。

また、多様な性について正しい理解と認識を深め、状況に応じた適切な対応ができるよう、県職員、市町村職員及び県内公立学校教職員を対象に研修を実施します。

(3) 相談体制の充実

性的マイノリティが抱える不安や悩みについて相談員が対応する相談窓口 を設置し、相談体制の充実を図ります。

また、当該窓口のほか、民間の相談窓口等についても併せて周知を図るなど、 関係機関との連携強化に努めます。

第8節 感染症

現状と課題

- ○医学・医療の進歩や衛生水準の著しい向上により、多くの感染症が克服されてきましたが、新たな感染症の出現や既知の感染症の再興により、また、国際交流の進展等に伴い、感染症は今なお新たな形で脅威を与えています。過去には感染症の患者に対し過剰な隔離をするなど、人権が問題となる措置が行われてきており、このような感染症の患者等がおかれてきた状況を踏まえ、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」が整備されるなどの対策が図られてきました。
- ○ハンセン病は、過去の誤った認識や一律に強制隔離する政策によって、恐ろしいという誤った理解が広まったことで、ハンセン病患者・元患者やその家族は、社会からのいわれのない差別や偏見の対象となってきました。

令和元(2019)年の閣議決定において、患者・元患者やその家族が苦痛と苦難を強いられてきたことに政府は深く反省し、関係省庁が連携・協力し、患者・元患者やその家族が置かれた境遇を踏まえた人権啓発、人権教育などの普及啓発活動の強化に取り組むことが示されました。

- ○HIV等の感染症においては、正しい知識と理解の不足から、これら感染症の 感染者や患者、その家族などが偏見等によって、日常生活、職場、医療現場等 で差別やプライバシー侵害などを受けるなどの人権問題が起きています。
- ○近年においては、感染症に対する知識や理解の不足から、新型コロナウイルス 感染症に関連して、患者や医療従事者等への偏見や差別をはじめとする様々な 人権問題が発生しています。

感染症に対する正しい知識を持つことにより、患者等への偏見や差別をなくすよう、知識の普及及び啓発に努めるとともに、相談など必要な支援が受けられるようにします。

(1) 広報・啓発の推進

感染症の患者等に対する誤解などから生じる偏見や差別をなくすため、感染症に関する正しい知識を普及・啓発します。

(2) 教育・学習の推進

学校教育において、感染症予防教育の推進を通じて、発達段階に応じた 正しい知識を身に付けることにより、感染症の患者等に対する偏見や差別を なくしていきます。

(3) 相談体制の充実

保健所では、感染症に関する情報提供を行うとともに、相談等を行います。

第9節 犯罪被害者とその家族

- ○我が国では、犯罪被害者やその家族又は遺族(以下、「犯罪被害者等」という。)が直面している困難な状況を踏まえ、平成17(2005)年4月に「犯罪被害者等基本法」が施行されました。また、平成17(2005)年以降、同法に基づく「犯罪被害者等基本計画」を5年ごとに策定し、現在は「第4次犯罪被害者等基本計画」に基づき、施策を実施しています。
- ○千葉県では、令和3 (2021) 年4月に、犯罪被害に特化した条例として「千葉県 犯罪被害者等支援条例」が施行され、令和4 (2022) 年3月に、犯罪被害者等 支援を総合的かつ計画的に推進するための「千葉県犯罪被害者等支援推進計画」 を策定し、施策を実施しています。
- ○千葉県内における刑法犯認知件数は、平成14(2002)年には戦後最悪となる約16.8万件を記録し、以降は減少傾向でしたが、令和4(2022)年に増加

に転じ、令和6 (2024) 年の件数は約3.8万件になり、県民の安心・安全を 脅かす凶悪事件や将来を担うこどもたちが犠牲になる痛ましい交通事故などが 依然として発生しています。

- ○犯罪被害者等は、ある日突然に生命、財産、心身などに直接的な被害を受ける だけでなく、被害直後から様々な対応が必要となることに加え、周囲の人 からの配慮に欠けた言動等の二次的被害に苦しめられることがあります。
- ○犯罪被害者等が被害から立ち直り、再び平穏な生活を送れるようになるには、 国、県、市町村、民間支援団体、弁護士会等が連携して、犯罪被害者等の置かれ ている状況に応じた必要な支援を早期に途切れることなく行うとともに、犯罪 被害者等支援の重要性などを多くの県民が理解し、社会全体で犯罪被害者等 を支えていくことが必要です。

施策の方向性

犯罪被害者等が受けた被害の早期回復・軽減を図るとともに、犯罪被害者等の生活再建に対する支援を進めることにより、社会全体で犯罪被害者等を支え、 県民の誰もが安心して暮らせる地域社会の実現を目指します。

(1) 広報・啓発の推進

犯罪被害者等が置かれている立場や犯罪被害にあったときの対応方法や支援について、広く県民に周知をするため、犯罪被害者週間や被害者支援関連行事等を通じ、広報啓発物の配布をするなど、あらゆる機会を通じた啓発活動に取り組みます。

(2) 教育・学習の充実

警察、医療、福祉関係者などの犯罪被害者等と接する機会が多い職員や県・ 市町村の窓口対応職員を対象として研修会を開催し、二次的被害の防止を 含めた犯罪被害者等への適切な対応が行われるよう、犯罪被害者等が置かれ ている立場への理解や心情に配慮した対応などについて、周知を図ります。

こどもに対する情操教育の一環として、犯罪被害者等の現状や支援の必要性に関する教育について、市町村教育委員会と協力し、実施に努めます。

(3) 相談体制の充実

いざというときに犯罪被害者等が一人ひとりの事情に応じた適切な支援を 迅速に受けられるよう、総合的対応窓口をはじめとした各種相談窓口を明確 にするとともに、相談があった際は、必要な支援を提供している窓口を紹介 するなどの情報の提供及び助言を行い、また、関係機関と連携し、相談に適切 に対応できる体制の充実を図ります。

また、犯罪被害者等が早期に法的支援を受ける契機となるよう、千葉県

弁護士会と連携し、弁護士による法律相談を実施するなど、相談・支援の充実 を図ります。

(4) 支援の実施

被害を受けた直後から、再び平穏な生活を営むことができるようになるまで、 迅速かつ途切れることなく継続して適切な支援を行います。

また、犯罪被害から早期に回復し、生活を再建できるよう見舞金の支給などを実施するとともに、生活支援、居住や雇用の安定等について、きめ細やかに支援を行います。

第10節 インターネットを通じた人権侵害

- ○インターネットの普及に伴い、その匿名性や情報発信の容易さから、他人を 誹謗中傷する書き込みや差別を助長する表現の書き込み、なりすまし投稿に よる名誉毀損、個人情報の流出によるプライバシーの侵害、SNS (ソーシャル ネットワーキングサービス)上でのいじめや書き込みをきっかけとした性的 被害等の犯罪被害など、人権に関わる様々な問題が発生しています。
- ○我が国では、近年のインターネット上での誹謗中傷の実態への対処として、令和4 (2022) 年に「刑法等の一部を改正する法律」により、侮辱罪の法定刑の引上げが行われました。また、同年「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」(以下、「プロバイダ責任制限法」という。)の改正法が施行され、インターネット上の誹謗中傷などの権利侵害について、より円滑に被害者救済を図るため、発信者情報開示について新たな裁判手続を創設するなど制度的見直しが行われました。さらに、令和6 (2024) 年にはプロバイダ責任制限法が再改正され、大規模プラットフォーム事業者に対して、権利侵害情報への対応の迅速化や運用状況の透明化が義務付けられ、法律の名称も「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律」(以下、「情報流通プラットフォーム対処法」という。)に改められました。
- ○法務省人権擁護局の統計によると、インターネットに関する人権侵犯事件数は、平成29 (2017) 年の2,217件をピークに、令和6 (2024) 年は1,707件と減少していますが、依然として高水準を維持しています。
- ○スマートフォンやタブレット端末等の普及により、手軽にインターネットを 利用できるようになりましたが、一度掲載された内容は、完全には削除できず、 被害の拡大を招くおそれがあるほか、誰もが簡単に加害者にも被害者にも なる危険性があることから、インターネット利用者が、情報の収集や発信に おける個人の責任や情報モラルを身に付けられるよう、学校や社会において

教育・啓発を推進していくとともに、安全に安心して利用できる環境を整備 する必要があります。

○インターネット上の人権侵害は、各個別の人権課題に密接かつ横断的に関連する問題でもあり、この問題を解消することは、人権課題を解消する上でも不可欠です。

施策の方向性

インターネットを通じた人権侵害を防ぐため、インターネットを利用する際のルールやマナー、インターネットの便利さに潜む危険性について啓発・教育を進めていきます。

また、人権を侵害するおそれのある書き込み等については、関係機関と協力 して適切に対応します。

(1) 広報・啓発の推進

インターネットの利用者が、ルールやマナー、個人のプライバシーや名誉 に関する正しい理解を深められるよう、広く県民に啓発を行います。

また、インターネットの便利さに潜む危険性について広報・啓発を行います。

(2) 教育・学習の充実

小学校・中学校・高等学校・特別支援学校において、インターネット利用に際してのルールやマナーを理解するために、発達段階に応じた情報モラル教育を推進します。

また、こどもや保護者、学校・教育関係者等を対象にインターネットを利用する際の危険性やフィルタリングサービス等についての啓発を行うなど、こどもが技術の進歩に応じて安全・安心にインターネットを利用できるような環境づくりに取り組みます。

さらに、学校や企業等においてネットリテラシーやサイバーセキュリティ 意識の向上を図るため講演を実施するとともに、学校や企業等が主催する 講演会や研修会への講師派遣・紹介や電話相談窓口、SNS相談の周知、 同テーマを題材としたDVDの貸出しなどを行い、教育・啓発を充実させます。

(3) 安全な利用環境の整備

こどもがインターネットをきっかけとしたトラブルに遭わないよう、千葉県 青少年健全育成条例に基づき携帯電話販売店やインターネットカフェ等への 立入調査を実施し、こどもの健全な育成に必要な環境の整備を図ります。

(4) インターネット上の書き込みへの対応

県内全ての中学校、高等学校、特別支援学校等のこどもが行っているSNS等を検索・監視をし、こどもがインターネット上のトラブルに巻き込まれることを未然に防ぐよう、取組を推進します。

インターネットを利用した人権侵害については、「情報流通プラットフォーム対処法」に基づきプロバイダに対して当該情報等の削除を求めるなど適切に対応ができるよう、千葉地方法務局や警察等の関係機関、関係団体と連携していきます。

また、インターネットの書き込みにより、誹謗中傷などの被害を受けた方に対し、適切な相談窓口を案内します。

第11節 ハラスメント

現状と課題

- ○ハラスメントは、「嫌がらせ」や「いじめ」などを意味し、本人の意図にかかわらず、職場など様々な場面で相手を不快にさせる、尊厳を傷つける、不利益を与えるといった言動が問題となっています。ハラスメントと名の付くものは数多くありますが、代表的なものとして、パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、マタニティハラスメント、カスタマーハラスメントなどがあります。
- ○令和5 (2023) 年度に厚生労働省が実施した「職場のハラスメントに関する実態調査」によると、過去3年以内に「パワーハラスメントを受けたことがある」と回答した者が19.3%、「顧客等からの著しい迷惑行為を受けたことある」と回答した者が10.8%、「セクシュアルハラスメントを受けたことがある」と回答した者が6.3%となっています。
- ○これらのハラスメントは、働く人が能力を十分に発揮することの妨げになる ことはもちろん、個人としての尊厳や人格を不当に傷つける等の人権に関わる 許されない行為です。企業においては、社内でハラスメントが発生することで、 職場環境を悪化させ、業務に支障が生じたり、メンタルヘルスに不調が生じ たりする可能性があることなどから、その防止対策や意識の向上が重要で あるとされています。

施策の方向性

職場における全ての人が、ハラスメントの及ぼす影響や防止の必要性などを 正しく理解し、互いを尊重し合いながら、個性と能力を発揮して生き生きと 働くことができる社会の実現を目指します。

(1) 広報・啓発の推進

12月の「職場のハラスメント撲滅月間」を中心に、厚生労働省が実施する ハラスメントのない職場づくりを推進するためのシンポジウムなどの各種 広報・啓発活動に係る周知を図ります。

また、企業関係者等を対象に、ハラスメントをはじめとする職場等における 人権問題に対する正しい理解と認識を深めることを目的とした講演会等を 実施します。

(2) 教育・学習の充実

企業や学校等が主催するハラスメント防止等をテーマとする講演会や研修会への講師派遣、ハラスメントをテーマとしたDVDの貸出しを行い、教育・ 啓発を充実させます。

(3) 相談体制の充実

千葉県労働相談センターにおいて、県内の労働者及び使用者を対象に、 職場における労働問題に関し、社会保険労務士等の専門相談員による労働 相談を実施します。

また、弁護士や臨床心理士等の専門家による特別労働相談についても実施し、 相談・支援体制の充実を図ります。

第12節 災害時の配慮

- ○震災等の大きな災害の発生時には、情報不足や偽・誤情報の流通・拡散に より、誹謗中傷や嫌がらせなどの人権問題が発生する場合があります。
- ○避難所や仮設住宅などの避難先では、長期化する避難生活のストレスに起因 する暴力や虐待などの人権侵害問題が発生しています。
- ○近年の災害では、避難所において、プライバシーが守られないことのほかに、 高齢者、障害のある人、こども、外国人等の災害時要配慮者及び女性に対する 十分な配慮が行き届かないことなどが問題となっています。
- ○そのほかにも、偏見や根拠のない思い込みにより、避難者に対し、いじめや 差別など人権侵害問題が生じたり、不確かな情報により、被災地域が風評 被害などの二次的被害を受ける問題も発生しています。
- ○今後想定される災害に備え、災害時であっても、全ての人の人権が適切に 守られるよう県民一人ひとりが人権への配慮について、日頃から関心と認識 を深めることが重要です。

要配慮者や男女共同参画の視点に立った対策を推進し、災害時にも全ての人の人権が尊重される社会の実現を目指します。

(1) 広報・啓発の推進

公助はもとより自助・共助の取組を一層促進するため、災害について正しい 認識を持ち、日頃から災害時に冷静に行動できるよう、防災意識の高揚を 図ります。

また、災害時には情報不足や偽・誤情報の流通・拡散により、人権問題が発生しないよう、ホームページや相談窓口等を通じて正確な情報を提供します。

(2) 教育・学習の充実

将来、自助・共助の中心的存在となっていくこどもが、災害に対する実践的な対応力を高めるとともに自発的な意識を持てるように、副読本を活用し、 防災に関する基礎的・基本的な事項の学習を行います。

また、災害発生時に、人権尊重の視点に立ち、多様性への配慮等がなされるよう、県民や地域の自主防災組織などを対象に講義や図上演習など様々な研修を実施します。

被災したこどもを受け入れる学校において、当該こどもに対する心のケアや、 当該こどもを温かく迎えるための指導上の工夫、保護者・地域住民等に対する 説明などを適切に行います。

また、いじめなどの問題が生じないよう、当該こどもの学校生活への適応 が図られるよう、学校に対し必要な指導を行います。

(3) 相談体制の充実

災害時に、要配慮者への対応として避難所に相談窓口を設置するほか、 メンタルヘルスケアを行う体制の構築を図ります。

(4) 要配慮者や男女共同参画の視点に立った対策の推進

大規模災害に際しての予防、応急対策、復旧のそれぞれの段階において、 要配慮者の視点に立った対策を講じます。

また、東日本大震災では、避難所生活における更衣室の設置や女性に必要な物資の配布など様々な場面で女性への配慮の必要性が改めて認識されたことから、被災時における男女のニーズの違い等を踏まえ、男女共同参画の視点に立った災害対策を推進します。

第13節 その他の様々な人権課題

1 刑を終えて出所した人

刑を終えて出所した人等やその家族に対する偏見・差別は根強く、就職に際しての差別や住居の確保の困難等、社会復帰を目指す人たちにとって、 現実は極めて厳しい状況にあります。

そのため、県では、毎年7月の「社会を明るくする運動」強調月間を中心に、 県民に対し、犯罪や非行の防止と犯罪をした人等の更生について理解と関心を 深めてもらうための広報・啓発を行います。

また、高齢又は障害を有するため、福祉的な支援を必要とする人について、司法と福祉が連携して、矯正施設入所・入院中から、帰住地において直ちに障害者手帳の発給、社会福祉施設への入所等の福祉サービスを利用できるよう、地域生活定着支援センターを設置・運営するとともに、矯正施設や保護観察所、地域の関係機関等との連携を強化します。

2 ホームレス

自立の意思がありながら、やむを得ずホームレスとなり、健康で文化的な 生活を送れず、嫌がらせや暴行を受けるなどの人権侵害が起きています。

そのため、ホームレスに対する偏見や差別意識を解消し、ホームレスの 人権に対する理解を深めるための県民への啓発活動を推進します。

また、ホームレス問題は、雇用・経済的な要因に留まらず、傷病や高齢化、 人間関係等の様々な要因が複雑に関係していることから、一人ひとりの状況・ 段階に応じて、市町村や関係機関等と連携しながら支援を行います。

3 生活困窮者

新型コロナウイルス感染症の感染拡大や物価高騰の影響等により、県の 生活保護世帯数は増加傾向にあり、特に高齢者世帯の割合は半分以上を占めて います。

また、令和4(2022)年の「国民生活基礎調査」によると、ひとり親世帯の 貧困率は依然として4割を超えており、母子家庭の7割以上が「生活が苦しい」 と回答しています。

県では、関係機関等と連携し、生活困窮者やひとり親家庭の自立促進の ための就労支援、低所得世帯への就学支援等に努めます。

4 中国残留邦人等

中国及び樺太に残留された邦人の方々は、戦後の混乱の中、肉親と離別するなどし、国外に残留を余儀なくされ、長年筆舌に尽くせない苦労がありました。 帰国後も懸命な努力をしましたが老後の準備が十分できず、また、言葉が 不自由なため、地域にも溶け込めない方々もいます。

県では、永住帰国した中国残留邦人等及びその親族に対し、日本語等の補充教育、相談事業、自立支援通訳の派遣、県営住宅への優先的入居等の各種援護施策を実施することにより、地域社会への定着、自立の促進を図ります。

5 北朝鮮当局による拉致問題

北朝鮮当局による日本人拉致は、重大な人権侵害であるとともに、我が国の主権及び国民の生命と安全に関わる重大な問題です。政府は、これまでに17名を日本人拉致被害者として認定していますが、このほかにも拉致の可能性を排除できない事案として、令和6(2024)年1月現在で871名に関して国内外からの情報収集や捜査・調査を続けています。

県では、平成18 (2006) 年6月に施行された「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」を踏まえ、拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題について、国及び市町村等と協力し、県民の理解と認識を深めるよう啓発を行います。

6 その他

これまで取り上げてきた人権課題のほかにも、アイヌの人々への偏見や差別意識、被拘禁者への処遇に関する人権侵害、患者と医療機関との医療行為をめぐる問題、性的搾取や労働の強制等を目的とした人身取引など様々な人権課題があります。これらの課題においても、全ての人の人権を尊重し保障していくという視点に立ち、教育・啓発活動の推進に努めます。